

伊達市ふるさと納税返礼品等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市にふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2及び第314条の7に基づく寄附のこと。以下同じ。）をした寄附者に対するお礼の品（以下「返礼品」という。）及び返礼品を提供する事業者（以下「返礼品事業者」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(返礼品事業者の要件)

第2条 返礼品事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 第3条に規定する返礼品の要件を満たしている物を提供することができる事業者であること。
- (2) 代表者及び従業員等が、伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）に規定する暴力団等の構成員等でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 各種法令、条例等に適した生産又は製造を行っていること。
- (5) 返礼品について、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できること。
- (6) 寄附者の個人情報を通じた返礼品の発送以外の目的に使用しない等個人情報の取扱いを厳重に行えること。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品として取り扱うことができる地場産品等は、次の各号のいずれにも該当する物とする。

- (1) 市のPR及び産業振興に寄与する物や役務であること。
- (2) 地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に規定する基準を満たす物や役務であること。
- (3) 品質及び数量において安定供給が見込める物であること。ただし、季節限定、期間限定又は数量限定で供給可能な物は、この限りでない。
- (4) プリペイドカード、商品券、電子マネー等金銭類似性の高い物でないこと。
- (5) 電子機器、貴金属、自転車等資産性の高い物でないこと。

(寄附金額に対する返礼品の価格)

第4条 返礼品の価格（消費税及び地方消費税、梱包等の経費を含む。）は、寄附金額に対し3割以内のものとする。

(委託業者)

第5条 市は、返礼品の受注、発送管理等の業務について、一括して代行業者（以下「委託業者」という。）に委託できるものとする。

- 2 前項の委託を行った場合、返礼品事業者が締結する返礼品の提供に関する契約は、委託業者が直接締結するものとする。

(申請方法)

第6条 返礼品事業者の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市又は委託業者が提示する書類に必要な事項を記入し、FAX、電子メール又は郵送等により提出するものとする。

- 2 申請者は、市税が賦課されている場合は、市税に係る完納証明書等を市に提出するものとする。

この場合において、当該完納証明書等は、前項の書類を提出した日を基準日とし、発行後3月を経過していないものとする。

(申請の承認)

第7条 市は、前条の規定による申請があった場合は、この告示に基づき総合的に判断して承認の可否を決定し、申請者へ通知するものとする。

(返礼品の登録)

第8条 返礼品は、前条の規定により承認された返礼品事業者が、市又は委託業者が提示する書類に必要事項を記入し、市がこの告示に基づき総合的に判断して承認したときに正式に登録されたものとする。

(返礼品の内容変更等)

第9条 返礼品事業者は、前条の規定により登録された返礼品の内容を変更する場合又は登録された返礼品を取りやめる場合は、速やかに市又は委託業者へ報告するものとする。

(返礼品事業者の登録抹消及び返礼品の取扱中止)

第10条 市は、次に掲げる要件に該当したときは、返礼品の取扱いを中止し、又は返礼品事業者としての登録を抹消するものとする。

- (1) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- (2) 返礼品又は返礼品事業者が、この告示に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 市、ふるさと納税をした寄附者その他関係者に損害を及ぼしたとき。
- (4) 概ね3年間以上の期間に渡り、返礼品の取扱いがないとき。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。